

米沢市立第三中学校 学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

子ども達は、これからの未来を切り拓く宝物である。子ども達の健全な育成をめざすには、学校は子ども達が伸び伸びと生活をし、互いに切磋琢磨しながら磨き合うことのできる「いのち輝く沃野」でなければならない。そのために、学校は、安心・安全な信頼される学校をめざし日々努力していかなければならない。

しかし、子どもたちを取り巻く環境はめまぐるしく変化し、いつ生命に影響を及ぼす事案が発生してもおかしくない現状にある。特に、「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という共通認識を持って、いじめの問題に当たらなければならない。そこで、教育委員会、学校、家庭、地域、その他関係機関と協力、連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、組織的対応等に全力で取り組むのとする。

2 いじめ防止のための取組

(1) 教職員による指導について

- ・いじめの態様や特質、いじめの原因や背景、さらに具体的な指導上の留意点などについて校内研修や職員会議等で周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・校長や教職員が、全校集会や学級活動で日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気や学校全体に醸成する。
(生徒と教職員がいじめとは何かについて認識を共有できる手段も講ずる。)
- ・教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう指導のあり方には細心の注意を払う。
- ・ユニバーサルデザイン等を取り入れ、一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくりを進め、劣等感や過度のストレスをためないようにする。

(2) 児童生徒に培う力とその取組

①生徒に培う力

- ・他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操
- ・自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度
- ・生徒が他者と円滑なコミュニケーションを図る能力
(互いの違いを認め合い建設的に調整しながら解決する力、自らの言動と周囲の反応を判断し行動できる力)
- ・ストレスに適切に対処できる力
(ストレスを感じた時に、運動、スポーツ、読書などで発散したり、相談したりする力)

②その取組

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動などの推進
- ・ひとり一人を大切にしたい分かりやすい授業づくり
- ・ひとり一人が活躍できる集団づくり
- ・自己の役割を果たすと共に、他者への有用感を感じ取れる機会づくり
- ・目標や目的に向かい、多少の困難を乗り越えながら主体的に取り組む体験づくり
- ・社会参画活動の推進

(3) いじめ防止のための組織と具体的な取組

- ・いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、下記関係者からなる「いじめ防止等の対策のための組織」を置く。

- 校内職員：校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭
- 校外関係者：学校評議員代表、学校医、米沢市福祉課福祉係担当者、米沢市子ども課、児童相談所、米沢警察署生活安全課少年補導専門官、主任児童委員 SSW
- ・当該組織は、学校が組織的にいじめ問題に取り組むに当たって中核となる役割を担い、下記の具体的取組を行う。
 - 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正等を行う。
 - ①いじめに関する校内研修や職員会議等の情報提供の機会を設定する。
 - ②学校の教育活動全体を通して、全ての子どもたちの自己存在感や自己有用感を高められる機会を提供する。
 - いじめの相談・通報の窓口（代表は教頭）として対応を行う。
 - いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
 - いじめの疑いに係る情報には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の組織的な対応を行う。

(4) 生徒の主体的な取組

- ・いじめは、大人の見えない世界で起きており、生徒自身が「いじめをしない、させない、許さない」という強い気持ちを持つことが大切になる。そこで、いじめ撲滅宣言や悪語の排除だけでなく、生徒の心と心を結ぶ行為や言葉に気付かせ、自らの言動や他者の言動からいじめ防止に向けて敏感に対応できる生徒を育てる。
- ・「いじめは人として許されない行為である。見て見ぬふりはいじめを助長する。」という考えから取締的な取組や一部生徒にだけその任を負わせてしまうことのないよう生徒指導の機能を生かしながら指導助言し支えていく。

(5) 家庭・地域との連携

- ・学年、学級懇談会、家庭訪問、学校（学級）だより等を通して「学校いじめ防止基本方針」について理解を得ると共に地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性や認識を広めながら緊密な連携協力を図る。
- ・いじめ問題は、ネットいじめなど多岐にわたることから、学校、家庭、地域との連携を図り、いじめ防止について協議する機会を適宜設定する。
- ・親子の温かいかわりを通じて自尊感情を高め、家庭教育の中で規範意識を養い、いじめは許されないことであるという意識を高められるよう家庭との連携を強める。

3 早期発見の在り方

(1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- ・いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いの延長上で行われたりするので、大人が気付きにくく、いじめとの判断がしにくい形で行われる。そこで、日頃から生徒との信頼関係を築き、生徒の発信する信号を見落とさないよう情報収集のアンテナを高く保ち、教職員相互の情報交換や情報共有を積極的に行いいじめの察知に努める。
- ・定期的なアンケート調査により、短期におけるいじめの全体像の把握。定期的な教育相談・日常の観察や声かけにより、個別の状況把握に努める。また、生徒が日頃から悩みや困っていることを訴えやすい学級経営や信頼関係の構築に努める。
- ・休み時間や放課後の生徒の様子に目を配り、自学学習ノート、生活の記録のノート、部活動ノート等を活用しながら交友関係や悩みを把握し、個人面談や家庭訪問の機会に活用する。

(2) 相談窓口などの組織体制

- ・生徒や保護者からの悩みや相談を積極的に受け止める体制になっているかを定期的に点検し、抵抗なく相談できる体制の整備に当たる。
- ・相談室の利用、電話相談の窓口について広く周知する。
- ・教育相談等で得た個人情報の取り扱いについては、対外的な取り扱い方針を明確にしなが
ら慎重に扱う。
- ・相談やいじめの解決に向けた対応には真摯な態度で臨み、常に迅速な対応を心懸ける。

(3) 地域や家庭との連携について 等

- ・より多くの大人が生徒の悩みや相談を受けとめることができるよう、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働できる体制づくりに努める。

4 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

(1) 素早い事実確認・報告・相談

- ・発見、通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・遊びや悪ふざけなどいじめと疑われる行為を発見した場合、直ちにその行為を止めさせる。事実確認を行い、いじめた生徒へ適切に指導する。軽微な事案でも関係職員に連絡し、以後の見守りに生かす。
- ・いじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。些細な兆候であってもいじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ。その際、いじめられている生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・いじめの加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合、いじめが犯罪行為をとして取り上げられるべきものと認められるときには、いじめの被害生徒を徹底して守る観点から、米沢警察署と相談して対処する。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに米沢警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) 発見・通報を受けての組織的な対応

- ・発見・通報を受けた教職員は躊躇なく、校内の「いじめ防止等の対策のための組織」に報告し組織的な対応を図る。その後、当該組織が中心になり、速やかに事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。確認結果は、校長が学校設置者に報告すると共に、被害・加害生徒の保護者にも連絡し、事後の対応に当たる。

(3) 被害生徒への対応及びその保護者への支援

- ・いじめられた生徒からの事実関係の聴取では、生徒を守る観点から自尊感情を高めるように留意する。個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- ・聴取した事実関係は、家庭訪問等により迅速に保護者に伝え、当該生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝える。また、事態の状況により学校では複数の教職員が見守り、安全確保に努めることを伝える。
- ・いじめられた生徒が、安心して学習や諸活動に取り組めるよう、生徒にとって信頼できる人と連携し、生徒の心に寄り添いながら支える体制をつくる。状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者などの外部専門家の協力を得る。また、必要に応じていじめた生徒を別室において指導する等、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。また、聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) 加害生徒及びその保護者への対応

- ・教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ・いじめたとされる生徒から事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者などの外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。
- ・聴取した事実関係は、迅速に保護者に伝え、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めると共に、保護者への継続的な助言を行う。
- ・いじめた生徒への指導では、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた生徒の抱える問題やいじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報取り扱い等、プライバシーには十分留意して対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導の他、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。
- ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に生徒に懲戒を加えることを検討する。いじめには様々な要因があることに鑑み、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分留意し、いじめた生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、状況に応じて出席停止制度の活用については米沢教育委員会と協議する。

(5) 集団へのはたらきかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。いじめを止めることはできなくとも、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。はやしたてるなど同調していた生徒にも、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。また、学級全体でいじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ・いじめの解決は、被害生徒と加害生徒による関係修復のみに終わるのではなく、当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきであることを指導する。また、全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

(6) ネットいじめへの対応 等

- ・ネット上の不適正な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等のあった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。この場合、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに米沢警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・早期発見の観点から、学校設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することによりネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など関係機関の取り組みについても周知を図る。
- ・パスワード付きサイトやSNS、携帯電話等のメールを利用したいじめは、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、情報モラル教育を進めると共に、保護者にも学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。

5 重大事態への対処

(1) 調査組織の設置と調査の実施

- ・いじめにより当該生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められたとき、また、いじめにより当該生徒が「相当期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき、重大事態への対処、発生防止に資するため、下記の第三者による調査組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

<重大事案と想定されるケース>

- 生徒が自殺を図った場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な障害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

<組織の構成>

校内におけるいじめ防止のための組織を母体としつつ、置賜教育事務所「いじめ解決支援チーム」の支援・協力を得る。

（具体的な調査組織の構成員については米沢市教育委員会の指示を仰ぐ）

- 弁護士
- 精神科医
- 学識経験者
- 心理や福祉等の専門家等の専門的知識及び経験を有する者
- 当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）

(2) 校内の連絡・報告体制

- ・校内における連絡・報告体制は、別紙「学校緊急マニュアル」による。

(3) 重大事態の報告

- ・当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、素早く米沢市教育委員会を通じて米沢市長へ報告する。

(4) 外部機関との連携 等

- ・重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じ米沢市教育委員会、米沢警察署、児童相談所、置賜教育事務所の「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進めていく。

6 教育相談体制・生徒指導体制

(1) 教育相談体制と活動計画

- ・「心のアンケート」の実施、それを受けた教育相談、「生徒支援員会」を通し、生徒の心の声を拾いあげ、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ・担任、養護教諭、教育相談員等の連携により、教育相談体制を機能させる。

※ 教育相談計画

(2) 生徒指導体制と活動計画

- ・生徒にとって実感のともなう活動ができるような活動においても価値付けを行い指導する。
- ・指導方針の共有、組織的指導を常に意識して指導、支援にあたる。

※ 生徒指導計画

7 校内研修

(1) いじめの理解、組織的な対応、指導記録の生かし方等に関する研修計画

- ・いじめに係る研修を年間計画に位置付け、学期に一度、いじめをはじめとする生徒指導の諸問題等に関する校内研修を行い教職員の共通認識を図る。
- ・「道徳の授業」の充実、「生徒指導の機能を生かした授業づくり」について研修を深め、いじめ問題の未然防止に努める。

※校内研修、研究計画等

8 学校評価

(1) いじめの問題への対応と評価の基本的な考え方

- ・学校評価において、いじめの問題を取り扱う。いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの実態把握や対応が促されるよう、設定した目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価する。また、評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいく。

(2) 地域や家庭との連携

- ・学年、学級懇談会、学校だより等で、いじめに係る学校基本方針やその取組、学校評価の結果等を知らせ、いじめ問題の重要性の認識を広めると共に、家庭や地域との緊密な連携協力を図る。

(3) 校内におけるいじめ防止等に対するPDCAサイクル 等

- ・長・短期計画に基づき、組織的な対応による、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応の取組を徹底し、その都度取組状況を生徒の視点で客観的に振り返り改善を図る。
- ・定期的に職員会議等でいじめの問題への対応について成果と課題を確認しながら改善の方策を明確にし、全教職員で共通理解を図る。

9 その他

(1) 社会参画活動、縦割り活動による自己有用感、自己肯定感の育成

- ・地域行事やスポーツイベントへの積極的参加、小・中学校間の連携及び交流、縦割り活動による異年齢交流等を通し、生徒の自己有用感、自己肯定感を育成し、いじめの問題の未然防止に努める。

(2) 校務の効率化

- ・教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、一部教職員が過重負担にならないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど校務の効率化を図る。